

苦情解決事務の対象となる「福祉サービス（第1種、第2種社会福祉事業）」

第1種社会福祉事業

（一、生活保護法）

以下①～③を経営する事業

- ①救護施設
- ②更生施設
- ③その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- ④生活困難者に対する助葬事業

（二、児童福祉法）

以下①～⑥を経営する事業

- ①乳児院
- ②母子生活支援施設
- ③児童養護施設
- ④障害児入所施設
- ⑤情緒障害児短期治療施設
- ⑥児童自立支援施設

（三、老人福祉法）

以下①～③を経営する事業

- ①養護老人ホーム
- ②特別養護老人ホーム
- ③軽費老人ホーム

（四、障害者総合支援法）

- ①障害者支援施設を経営する事業

（五、売春防止法）

- ①婦人保護施設を経営する事業

（六、授産施設を経営する事業及び生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業）

- ①生活保護法第38条第5項に規定する授産施設
- ②社会福祉法第2条に規定する授産施設（事業授産施設）
- ③生活福祉資金貸付事業

第2種社会福祉事業

(一、無料低額宿泊事業／宿所提供施設、宿泊所)

- ① 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(二、生活困窮者自立支援法)

- ① 認定生活困窮者就労訓練事業

(三、児童福祉法)

- ① 障害児通所支援事業
- ② 障害児相談支援事業
- ③ 児童自立生活援助事業
- ④ 放課後児童健全育成事業
- ⑤ 子育て短期支援事業
- ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑦ 養育支援訪問事業
- ⑧ 地域子育て支援拠点事業
- ⑨ 一時預かり事業
- ⑩ 小規模住居型児童養育事業
- ⑪ 小規模保育事業
- ⑫ 病児保育事業
- ⑬ 子育て援助活動支援事業
- 以下⑭～⑰を経営する事業
- ⑭ 助産施設
- ⑮ 保育所
- ⑯ 児童厚生施設
- ⑰ 児童家庭支援センター
- ⑱ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(四、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

- ① 幼保連携型認定こども園を経営する事業

(五、母子及び父子並びに寡婦福祉法)

- ① 母子家庭日常生活支援事業
- ② 父子家庭日常生活支援事業
- ③ 寡婦日常生活支援事業
- ④ 母子・父子福祉施設を経営する事業

(六、老人福祉法)

- ① 老人居宅介護等事業（訪問介護）
- ② 老人デイサービス事業（通所介護）

- ③老人短期入所事業（短期入所生活介護）
- ④小規模多機能型居宅介護事業
- ⑤認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）
- ⑥複合型サービス福祉事業
- 以下⑦～⑩を経営する事業
- ⑦老人デイサービスセンター
- ⑧老人短期入所施設
- ⑨老人福祉センター
- ⑩老人介護支援センター

（七、障害者総合支援法）

- ①障害福祉サービス事業
 - 1) 居宅介護
 - 2) 重度訪問介護
 - 3) 同行援護
 - 4) 行動援護
 - 5) 療養介護（医療に係るものを除く。）
 - 6) 生活介護
 - 7) 短期入所
 - 8) 重度障害者等包括支援
 - 9) 施設入所支援
 - 10) 自立訓練
 - 11) 就労移行支援
 - 12) 就労継続支援
 - 13) 共同生活援助
- ②一般相談支援事業
- ③特定相談支援事業
- ④移動支援事業
- 以下⑤～⑥を経営する事業
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥福祉ホーム

（八、身体障害者福祉法）

- ①身体障害者生活訓練等事業
- ②手話通訳事業
- ③介助犬訓練事業
- ④聴導犬訓練事業
- 以下⑤～⑧を経営する事業
- ⑤身体障害者福祉センター
- ⑥補装具製作施設
- ⑦盲導犬訓練施設
- ⑧視聴覚障害者情報提供施設
- ⑨身体障害者の更生相談事業

（九、知的障害者福祉法）

① 知的障害者の更生相談事業

（十、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業）

（十一、無料低額診療事業／無料低額診療施設）

生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

（十二、老人保健施設（社会福祉法による）

生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

（十三、隣保事業）

隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業

（十四、福祉サービス利用援助事業）

日常生活自立支援事業

（十五、上記の事業に関する連絡又は助成を行う事業）